

令和6年度江東区障害福祉サー ビス事業者等集団指導 江東区が実施する指導及び監査 について

江東区障害福祉部障害者施策課
指導検査係



◆指導及び監査の目的

- ▶ 法令等で定める最低基準、指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、指定障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

◆指導と監査について

- ▶ 「指導」→事業者が守るべき法令や基準等の理解を深めるために行うもの
- ▶ 「監査」→不正等が疑われる場合に、事実を確認するために行うもの



◆指導形態、実施方法

▶ 集団指導

過去の指導事例等について、一定の場所に集まり、**講習等の方式**により実施（動画視聴方式）。

▶ 運営指導

個々の事業所において、関係書類を閲覧し、関係者からの**面談方式**で行うもの



◆運営指導の流れ

①区から実施通知を送付します。

原則、運営指導の約1か月前頃に対象事業者へ事前に日程調整後、文書にて通知

②事業者から事前提出書類を提出頂きます。（**指導日から約2週間前**）

（例）名簿兼勤務体制表、運営規程、重要事項説明書、事業所パンフレット、利用契約書、マニュアル等

③運営指導当日

書類閲覧・面談等により法令等への適合状況を確認します。

事前提出書類のほか、当日準備していただく書類もあります。

④結果通知（文書により改善の必要のある事項について指摘）

⑤改善報告書の提出・過誤申立てによる返還の手続き

報告書は結果通知から約1か月程度で提出いただきます。

※運営指導後、改善が不十分な場合は再度運営指導や監査を行うこともあります。



◆運営指導当日の流れ

- (1) 指導についての説明等
- (2) 事業所内の設備等確認
- (3) 書類確認(必要に応じ書類の写しを依頼、書類の一時預かり等を行う場合有)
- (4) 関係者へのヒアリング(聞取り事項について書面作成する場合有)
- (5) 講評(講評は口頭で実施し、後日内容送付)

※指導当日は、管理者及び関係職員(サービス提供責任者、サービス管理責任者、請求事務担当者など)の立会いをお願いします。

※運営指導担当職員以外の区職員が立ち会う場合があります。



◆監査について

監査の対象基準

- 1 サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 2 自立支援給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 3 基準等に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- 4 度重なる運営指導によっても指摘事項の改善が見られないとき。
- 5 正当な理由がなく、運営指導を拒否したとき。



◆監査の実施方法

- ▶ 事業者に対し、報告又は帳簿書類の提出・提示を命じる。
- ▶ 関係者の出頭を求めて質問する。
- ▶ 事業所に立ち入り、その設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行う。

◆監査後の措置

- ▶ 行政上の措置
勧告・命令・取り消し等処分（※指定権を持つ自治体による。）
（特定相談（障害児）相談支援事業者は区、それ以外は都）
- ▶ 経済上の措置
給付費の返還（40%の加算金を徴収されることがある）



指導及び監査については以上です。

ご視聴ありがとうございました。

